

**参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示**

平成19年9月3日

近畿地方整備局

六甲砂防事務所長 後藤 宏二

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、六甲山系グリーンベルト整備区域の樹林整備作業を実施するにあたって専門的知見から砂防に有効な森林の植栽及び保育の管理計画を作成するとともに、それに基づく管理作業の指導監督を行うものである。

本業務の実施にあたっては、六甲山系の地形、地質、風土、植生、砂防事業等に関する幅広い情報収集能力と専門的知見や、六甲山系グリーンベルト整備事業に精通した樹林整備・管理に関する総合的な評価分析能力を有していることが必要であることから、(社)兵庫みどり公社(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度六甲山系GB樹林管理計画策定及び管理作業補助業務

(2) 業務内容

①計画準備	1式
②資料収集・整理	1式
③樹林等管理計画作成	1式
④管理作業補助	1式
⑤報告書作成	1式

(3) 履行期限 平成20年3月20日

3. 業務目的

本業務は、六甲山系グリーンベルト整備区域の樹林管理作業を実施するにあたって専門的知見から砂防に有効な森林の植栽及び保育の管理計画を作成するとともに、それに基づく管理作業の指導監督を行うものである。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

①予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成19・20年度土木関係コン

サルタント業務にかかる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

① 「六甲山系グリーンベルト整備事業」における樹林整備・樹林管理に精通するとともに、砂防及び森林整備についての専門的な技術力並びに総合的な検討ができる能力を有していること。

② 樹林整備のための樹林調査・植生調査に携わった実績を有し、併せて、樹林整備・樹林管理に関する総合的な評価分析能力を有すること。

3) 業務執行体制に関する要件

六甲山系の地形、地質、風土、植生、土砂災害、土地利用、砂防事業に関する最新の学術的な情報を把握するための学識経験者等との協力体制がとれていること。

4) 業務実績に関する要件

平成14年度以降に完了した業務で、下記に示す同種又は類似業務の実績を元請けとして有していること。

同種業務：国の機関の発注によるグリーンベルト整備事業における樹林管理作業に関する業務。

類似業務：地方公共団体の発注によるグリーンベルト整備事業における樹林管理作業に関する業務。

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は次のとおりとする。

1) 配置予定管理技術者

・ 資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

①技術士（総合技術監理部門：選択科目 森林土木）を有する者。

②技術士（森林部門：選択科目 森林土木）を有する者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、13年以上の実務経験を有する者。

③RCCM（森林土木）を有する者。

④1級造園施工管理技士の資格を取得後、5年以上の同種又は類似業務の経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

⑤林業技士（林業経営部門又は森林土木部門）の資格を取得後、5年以上の同種又は類似業務の経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

⑥国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、森林事業に関する業務経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。

・ 同種業務の実績

平成14年度以降に完了した業務で、下記に示す同種又は類似業務の実績を有していること。

同種業務：国の機関の発注によるグリーンベルト整備事業における樹林管理作業に関する業務

類似業務：地方公共団体の発注によるグリーンベルト整備事業における樹林管理作業に関する業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒658-0052

神戸市東灘区住吉東町3-13-15

国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所 経理課経理係

TEL : 078-851-0535 (代)

FAX : 078-843-8359

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

平成19年9月3日(月)から平成19年9月25日(火)まで

(土、日曜日及び祝日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで)

②交付場所

(1)に同じ。

③交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

平成19年9月25日(火)16時00分

②提出場所

(1)に同じ。

③提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年10月5日(金)16:00

(4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定をうけていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

7. Summary

(1) Subject matter of service :

FY 2007 examination of the Technological Verification and the Assessment of Utilization of the Rokko Mountain range GB forests

(2) Time-limit to express interests:

4:00 P.M. 25 September 2007

(3) Contact point for documentation relating to the proposal:

Rokko Sabo Office, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure and Transport.

3-13-15, Sumiyoshihigashi-cho, Higashinada-ku, Kobe, 658-0052, Japan

Tel 078-851-0535 Fax 078-843-8359

(4) Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs:

Rokko Sabo Office, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure and Transport.

3-13-15, Sumiyoshihigashi-cho, higashinada-ku, Kobe, 658-0052, Japan
Tel 078-851-0535 Fax 078-843-8359

以上